

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第52号

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第25条中「の職員は」を「（幼保連携型認定こども園および幼稚園を除く。第3号において同じ。）の職員は」に改め、同条に次の1項を加える。

2 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園又は幼稚園に限る。）の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 前項第1号、第2号および第4号に掲げる行為
- (2) 教育・保育給付認定子ども心身に重大な危険が生じ、又は生じるおそれのある場合において、業務上必要な注意を怠り、当該危険を防止するための必要な措置を講じないこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育・保育給付認定子ども心身に有害な影響を与える行為をすること。

(秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

（虐待等の禁止）

第6条の2 幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 園児の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- (2) 園児にわいせつな行為をすること又は園児をしてわいせつな行為をさせること。
- (3) 園児の心身に重大な危険が生じ、又は生じるおそれのある場合において、業務上必要な注意を怠り、当該危険を防止するための必要な措置を講じないこと。
- (4) 園児に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の園児に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、園児の心身に有害な影響を与える行為をすること。

第23条を削り、第24条を第23条とし、第25条から第28条までを1条ずつ繰り上げる。

（秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正）

第3条 秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例（平成31年秋田市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第8条第4項中「の職員は」を「（幼稚園型認定こども園を除く。以下この項において同じ。）の職員は」に改め、同条に次の1項を加える。

5 幼稚園型認定こども園の職員は、当該幼稚園型認定こども園の子どもに対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 前項第1号、第2号および第4号に掲げる行為
- (2) 子どもの心身に重大な危険が生じ、又は生じるおそれのある場合において、業務上必要な注意を怠り、当該危険を防止するための必要な措置を講じないこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、子どもの心身に有害な影響を与える行為をすること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。